

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

令和2年（2020年）11月6日
北海道空知総合振興局保健環境部社会福祉課
北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課

1 趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第50条第1項に基づく行政処分を行いました。

2 対象事業者の概要

(1) 開設法人

法人名～株式会社たかはし

代表者名～代表取締役 高橋 晴子

所在地～砂川市西2条北18丁目1番40号

(2) 事業所

事業所名	サービスの種類	指定年月日	所在地
障害者支援事業所 秋 ^{みのり}	就労継続支援B型	平成27年（2015年） 7月17日	砂川市北光464番 地3

3 処分内容

指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消す。

4 指定取消年月日 令和2年（2020年）11月6日

サービスの種類	根拠法令
就労継続支援B型	障害者総合支援法第50条第1項第5号

5 処分の原因となる事実

サービスの種類	処分の原因となる事実
就労継続支援B型	元代表取締役は、利用者11名がサービスを利用していないにもかかわらず、利用者にサービスを提供したとする虚偽のサービス提供記録等の関係書類を作成し、訓練等給付費を不正請求した。